平成23年６月29日付けをもって再登録したもの

登録番号	農　薬　の　名　称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
14637	三菱ダイヤメート水和剤	東京都中央区日本橋一丁目２番５号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　神山洋一
14638	ダイヤメート水和剤	鹿児島市南栄二丁目９番地　サンケイ化学株式会社　取締役社長　福谷明
14640	ランダイヤ粒剤	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　石原英助
20194	マデックＥＷ	東京都港区赤坂四丁目２番19号　アグロ　カネショウ株式会社　代表取締役　櫛引博敬
20197	ＤＡＳビームアドマイヤー粒剤	東京都品川区東品川二丁目２番24号　ダウ・ケミカル日本株式会社　代表取締役　フィリップ・ファイル
20198	ＤＡＳコンボラル	〃
20199	ＤＡＳガレース乳剤	〃
20200	ＤＡＳジョイスターＬフロアブル	〃
20201	ＤＡＳジョイスターＡ１キロ粒剤３６	〃
20202	ＤＡＳジョイスター１キロ粒剤５１	〃
20203	ＤＡＳジョイスターフロアブル	〃
20204	ＤＡＳガレースＧ	〃

平成23年６月30日付けをもって再登録したもの

登録番号	農　薬　の　名　称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
12455	カルホス乳剤	東京都中央区日本橋三丁目14番５号　保土谷ＵＰＬ株式会社　代表取締役　西川範夫
12463	住友スミバッサ乳剤７５	東京都中央区新川二丁目27番１号　住友化学株式会社　社長　十倉雅和
12466	サンケイスミバッサ乳剤７５	鹿児島市南栄二丁目９番地　サンケイ化学株式会社　取締役社長　福谷明
12478	ガットキラー乳剤	東京都中央区新川二丁目27番１号　住友化学株式会社　社長　十倉雅和
12480	クミアイパダンバッサ粒剤	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　石原英助

２．農薬の種類

登録番号及び農薬の名称ごとの農薬の種類は、次のとおりである。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十八号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第六条の五の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十三年六月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

平成23年４月27日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農　薬　の　種　類	農　薬　の　名　称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
16238	イプロジオン水和剤	ヤシマ産業ロブラールフロアブル	東京都中央区築地一丁目９番６号　ヤシマ産業株式会社　取締役社長　野口等
19289	イプロジオン水和剤	ヤシマ産業ロブラール水和剤	〃

○国土交通省告示第六百五十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更の認可をしたので、第七十一条の三第十五項において準用する同条第十二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年六月十四日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成二十一年四月二十七日から平成三十三年三月三十一日まで

三　施行地区　大阪府吹田市片山町一丁目、天道町、芝田町、岸部中一丁目、岸部中二丁目、岸部中三丁目、岸部中四丁目及び岸部中五丁目の岸部中二丁目の各一部

大阪府摂津市千里丘二丁目、千里丘三丁目、千里丘四丁目及び千里丘七丁目の各一部

四　土地区画整理事業の名称　北部大阪都市計画

五　事業吹田操車場跡地土地区画整理事業

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成二十一年四月二十七日

七　施行規程及び事業計画の変更認可の年月日　平成二十三年六月十四日

○国土交通省告示第六百五十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同法第六条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第二項の規定により、平成二十三年度から砂防法施行規程（明治三十年内務省令第二十二号）第二条及び第四条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月十四日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

高原川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を平成二十年国土交通省告示第九百九号に基づき指定をした土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

岐阜県高山市奥飛騨温泉郷一重ケ根字どうけ原二二五三三四番二三四から二二七三三四番二七まで

○国土交通省告示第六百五十六号

特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条の規定により、公示する。

平成二十三年六月十四日

国土交通大臣　大畠　章宏

特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条の規定に基づき公示した志津見ダムの建設に関する基本方針を平成二十三年六月十四日に変更したので、同法第四条の規定に基づき公示する。

平成二十三年六月十四日

国土交通大臣　大畠　章宏

○中国地方整備局告示第百十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第七条第二号の規定に基づき、平成二十三年六月十四日付けをもって次のとおり公示した志津見ダム建設事業の施行に関する建設業法第二十六条第一項の規定による勧告に従わなかった者の名称等を平成二十三年六月十四日に変更したので、同法第二十六条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年六月十四日

中国地方整備局長　福田　功

○中国地方整備局告示第百十三号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十三年六月八日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十三年六月十四日

中国地方整備局長　福田　功

認定更新番号表

製造業者名 代表者名 浄化槽名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号	備　考
㈱アールヒロ 代表取締役　八田　富夫 アールヒロ小型合併処理浄化槽	7－06－H－001	7－11K－H001	ＤＣＰＤ製
ＨＳ－５型（５人槽）			
〃　〃　－７型（７人槽）	〃　－１	〃　－１	ＤＣＰＤ製
〃　ＨＳ－５型（５人槽）	7－06－H－002	7－11K－H002	ＦＲＰ製
〃　〃　－７型（７人槽）	〃　－１	〃　－１	ＦＲＰ製
〃　〃　－10型（10人槽）	〃　－２	〃　－２	ＦＲＰ製